

外国証券取引約款

新旧対照表

2019年7月16日

改 定 後	改 定 前
<p>第14条</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。</p>	<p>第14条</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p>